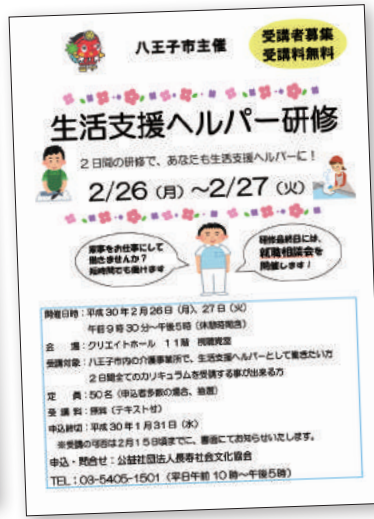
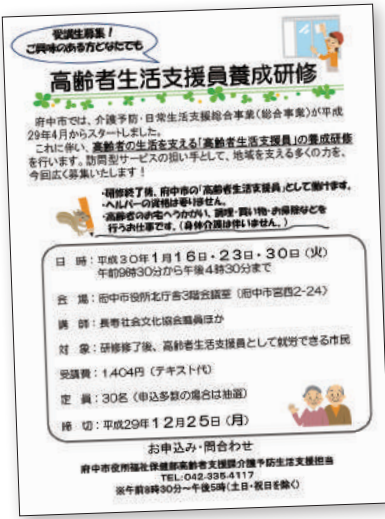


担い手養成研修の修了生は217人に  
府中市と八王子市などから委託

介護予防・日常生活支援総合事業

2015年度から始まった介護保険の「介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）。その訪問サービスの担い手をWACが養成しています。自治体や東京しごと財団からの委託事業です。

近隣住民の助け合い活動を広めるもので、WAC設立当初の「地域での助け合い活動」が制度化され、出番がやってきました。



たと思います。

新しい総合事業は、介護保険の要支援認定者と、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられ、要支援状態になる恐れがあると判定された人を対象にした市区町村の新しい地域支援事業です。

団塊世代がすべて75歳以上の後期高齢者になるのは2025年。介護保険の利用が急増することは間違いありませんが、財源とサービスの担い手不足は明らかです。そこで国は、軽度者はできるだけ自治体にサービス事業を振り替え、全国一律の介護保険制度では中重度者に絞り込もうとして総合事業を打ち出しました。

軽度者向けなので地域住民やボランティア、それも元気な高齢者や専業主婦層などを担い手として想定しています。資格を持つプロでなく、普通の素人に広げようという作戦です。プロ集団の「まんじゅう型」から、裾野の広い「富士山型」への移行と厚労省は説明しています（図参照）。介護サービスとしては、まず訪問介護と通所介護（デイサービス）に限定して自治体への移行が進んでいます。

厚労省が提案した総合事業の訪問サービスは5種類あります。①現行の事業に相当する訪問介護 ②人員等を緩和した

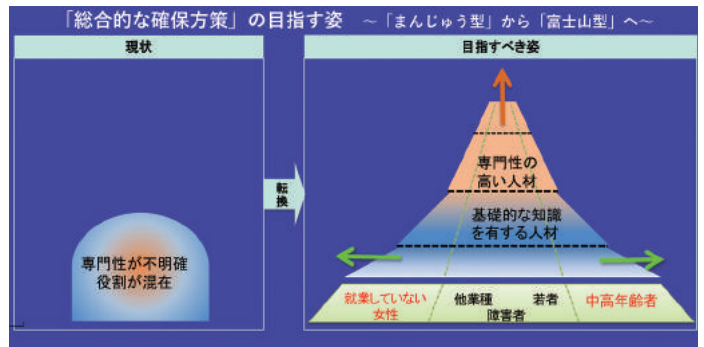
- 基準による「訪問型サービスA」 ③住民主体による「訪問型サービスB」 ④短期集中の「訪問型サービスC」 ⑤移動支援の「訪問型サービスD」です。

「訪問型サービスA」の担い手に

自治体はこれらのサービスのうち②から⑤について、自主的に基準を決めて取り組もうとしています。②の「訪問型サービスA」はほとんどの自治体が始めています。WACが2017年度に担い手の養成研修事業として委託された東京都の府中市と八王子市も、この「訪問型サービスA」の担い手のためのものです。

「訪問型サービスA」は、体に触れる入浴介助やトイレ介助などの身体介護は除き、掃除、洗濯、買い物などの生活援助に特化した内容です。府中市ではその担い手を「高齢者生活支援員」と名付け、八王子市は「生活支援ヘルパー」と命名しています（チラシ参照）。

研修では、活動の対象となる「要支援」の高齢者ほどのような状態の人たちなかのなかをはじめ、日常生活で何ができて何ができないか、あるいは認知症とはどのような



な人たちのかなどを習得します。介護の基本を身につけてもらいます。

WACの高齢者疑似体験セットを使いながら、高齢者ならではの不便さや少しの工夫で暮らしやすくなることも学びます。

府中市では3日間で18時間、八王子市は2日間で12時間の研修をそれぞれ年間3回開きます。研修を受けた修了生は、3回合計で府中市が54人、八王子市は115人でした。このほか、東京しごと財団からの同様の委託事業で48人の修了生を送り出しました。合計で217人になります。

修了生たちは、「訪問型サービスA」を手掛けている介護事業所で働くことになりませんが、思い通りの活動ができるのか、なかなか難しいようです。

2018年度は、介護職の資格として、生活援助の新研修（生活援助従事者研修）や介護職員入門研修などが導入されます。

WACは今年度も東京しごと財団と八王子市からの委託を受けて研修を行います。生活支援サービスに従事する修了生を多く輩出できるように、研修の内容を組み立てていきます。

